

# 男女共同参画をめぐる現状と課題

～次期あいち男女共同参画プラン答申案作成にあたって～

**Current Issues of the Policy for Gender Equality in Aichi pref.**

若松 孝司

WAKAMATSU Takashi

## Abstract

The chairperson of Aichi pref. Gender Equality Council reported the next basic plan for gender equality policy to the governor of Aichi pref. on November 30, 2015. This paper is designed to examine the current gender equality plan and the next plan that has been submitted to the governor, and to introduce the efforts of the government of Aichi pref. realizing a gender-equal society

## 1. はじめに

2015年（平成27年）11月30日に愛知県男女共同参画審議会委員長より愛知県知事に対して「次期あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方針について」が答申された。これは同年6月2日に愛知県知事から審議会に対してなされた諮問を受けてのことである。

「あいち男女共同参画プラン」は、2001年（平成13年）に「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されて以来、5年程度を期間とし、その時々の社会情勢の変化等に対応した見直しを行っている。筆者は現行（2015年度まで）の「あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定にかかる審議会答申、そして今回の答申の2回にわたって答申案作成のための部会に出席した。そこで本稿では、現行の男女共同参画プランと次期プランの内容の中核部分を構成する答申案とを比較検討することで、愛知県において求められる男女共同参画に向けての取り組みについて考察することを目的とする。

## 2. 愛知県の男女共同参画促進に向けた取り組みの状況

1999年（平成11年）に男女共同参画基本法が施行され、2000年（平成12年）にはこの法律に基づくはじめての国の計画として「男女共同参画基本計画」が閣議決定された。愛知県ではこの法律と国の基本計画を受けて、2001年（平成13年）に「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」を策定して男女共同参画社会の形成を促進する基本計画とし、翌2002年（平成14年）には愛知県男女共同参画推進条例を施行し、県と県民、事業者の取り

組みの基本的な方向性を明らかにすることによって男女共同参画を推進してきた。

先述のように、「あいち男女共同参画プラン 21」は社会情勢の変化や 2005 年（平成 17 年）に国の「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定されたことを受けて、2006 年（平成 18 年）に改正された。その後も、2009 年（平成 21 年）に国連の女子差別撤廃委員会において女子差別撤廃条約に基づく日本国政府の報告に対して多くの課題を指摘する勧告がなされた、2010 年（平成 22 年）には「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定された。また、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、経済・雇用環境の悪化、貧困・格差の拡大などといった社会経済情勢が大きく変化していた。こうした状況を受けて愛知県では 2010 年（平成 22 年）に「あいち男女共同参画プラン 2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定された。

この 2010 年のプランの策定後も、少子高齢化による人口減少の一層の進行やグローバル化の進展など、社会経済情勢は大きく変化した。また、こうした状況に対応するために女性の活躍促進が国の成長戦略の柱の一つに位置付けられ、2015 年（平成 27 年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立するなど、女性の活躍促進に向けた法的枠組みも整備された。そこで、愛知県知事から 2015 年 6 月 2 日に愛知県男女共同参画審議会に対して時期プランの基本方針について諮問がなされ、同年 11 月 30 日に審議会委員長より「次期あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方針について」が答申された。2016 年 2 月には、本答申を踏まえてあらたなプランが決定されることとなる。

### 3. 政府の男女共同参画社会実現のための計画

本稿で取り上げる愛知県男女共同参画審議会の答申（「次期あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方針について」）の作成に当たっては、2015 年 6 月に知事による諮問を受けて審議会内に部会が設置され、その後 4 回にわたってその内容が検討された。その際に参考とされたものが 2014 年 11 月に愛知県内の有権者を対象に行われた県政世論調査の結果<sup>i</sup>と部会開催期間中、2015 年 7 月に「素案」が提示された政府の男女共同参画会議計画策定専門調査会による「第 4 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」であった<sup>ii</sup>。本節では 7 月の「素案」をもとに、政府の施策の方向性について検討する。

政府の第 4 次男女共同参画基本計画の策定に当たっては、目指すべき社会として以下の 4 つの社会像が提示され、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくものとしている。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会

#### ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

また、4次計画の策定に当たって前提となる社会情勢の認識としては、日本社会全体における状況の変化、女性をめぐる状況の変化、男性の仕事と生活を取り巻く状況、東日本大震災の経験から得た教訓、女性に対する暴力をめぐる状況、国際社会の積極的な貢献の重要性の6点を掲げ、とくに少子高齢化といった人口構成の大きな変化やグローバル化による産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化している中で、女性の活躍がこれまで以上に必要とされているという認識を示している。また、近年、企業収益が回復するなかで、その担い手としての女性の活躍の重要性が増していることもまた、大きな状況の変化であるとしている。

さらに、女性をめぐる状況については、2003年6月に男女共同参画会議で決定した「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」とした目標が必ずしも社会全体で十分共有されなかったという認識を示し、国会議員（衆議院）の女性割合が2015年には9.5%で190か国中153位であるなど、国際的にみても極めて低調であることを指摘している。このほかにもいわゆるM字カーブの問題と「正規労働者」と「非正規労働者」という働き方の二極化の問題が女性の参画拡大の妨げとなっているという認識を示している。

こうした現状に対し、これから日本社会の進むべき方向として、本素案では「『男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍』を女性の活躍推進とともに男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として計画全体にわたる横断的要素として冒頭に位置付け、職場、地域、家庭などあらゆる分野における施策を充実する」として女性の活躍推進法の着実の施行とともにさらなるポジティブアクションの実行を通じた積極的な女性採用・登用を進めていくとしている。こうした女性の活躍推進は安倍政権の目指すところであり、2015年8月28日に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）によって、その実現が目指されている。そして同法第5条に基づいて「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針<sup>iii</sup>」が決定され、方針の詳細が示されている。（その概要については図1参照）

ここにみられるように、政府の目指す男女共同参画社会とは、女性の職業生活における活躍を軸とするものであり、そのためには事業主が取り組みを円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行うとともに、女性に対する支援措置や職業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備を図るものとされた。事業主が行う取り組みとは、男女を通じた働き方改革への取り組みを行うことであり、経験者採用や再雇用を含めた女性の採用から登用までの各段階に応じた取り組みであり、長時間労働の是正に代表される職業生活と家庭生活の両立に関する取組の推進であり、各種ハラスメントへの対策であるとされ、政府はこうした取り組みをおこなう企業に対してインセンティブを付与するなど各種の支援措置をおこなうものとされた。

**女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の概要**  
(平成27年9月25日閣議決定)

**基本方針の位置付け**

女性活躍推進法第5条の規定に基づき策定するものであり、女性の職業生活における活躍を推進する上での基本的方向や、事業主行動計画策定指針の策定、国による施策の実施、地方公共団体の推進計画の策定等に当たっての基本的な考え方を示すもの

**第1部 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向**

- 女性の職業生活における活躍の必要性
  - 働く場面において女性が力を十分に発揮できているとはいえない現状
  - 急激な人口減少局面における将来の労働力不足の懸念や人材の多様性（ダイバーシティ）の確保に対応
- 女性の職業生活における活躍の推進の基本的な考え方
  - 法の対象
    - 正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に働いている女性は当然のこと、これから働きこうとしている女性も含め、自らの希望により、働き又は働きようとするすべての女性
  - 女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会
    - ~就業希望など働く場面における女性の思いを実現する~

トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない約300万人以上女性の希望の実現が図られる。また、責任ある地位での活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の意欲が促進される。

このように、働きたいという希望を持つ全ての働きやすい女性や職場でステップアップしたいといい希望する女性等、自らの意思に沿って働き又は働きこうとする女性が、その思いを叶えることができ社会へひいては、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。

**行政の役割**

事業主取組を円滑かつ効果的に実施できるよう法に基づく必要な支援を行うとともに、女性に対する支援措置や、職業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備を図る。併せて、女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等に向け第4次男女共同参画基本計画期間中のできるだけ早期に見直しを行なうなど、女性の職業生活における活躍の推進に資する制度改革を加速化させる。

**事業主の取組必要な5つの要点**

- ・トップが先頭に立って意識改革・働き方改革を行なう。
- ・女性の活躍の意義を理解し、積極的に取り組む。
- ・働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す。
- ・男性の家庭生活への参画を強力に促進する。
- ・育児・介護等をしながら当たり前にキャリア形成できる仕組みを構築する。

**第2部 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項**

●事業主行動計画策定指針の策定に当たっての観点

- ・トップによる明確で具体的なメッセージの発信、長時間労働を前提としない働き方の構築等での生産性の重視による男女を通じた働き方改革への取組
- ・経験者採用や再雇用も含めた女性の積極採用、将来的な人材育成に向けた教育訓練、ロールモデルとなる人材育成、雇用形態の変更をはじめとする正規雇用の女性への対応、社内・地域の女性のネットワーク構築等による採用から勤務までの各段階の課題に応じた取組
- ・長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、ワークライフバランスに資する取組を人事評価に反映させる仕組みの検討等を含めた男女の働き方の改革、復職しやすい雰囲気づくり、男性による育児休業等の両立支援制度の活用促進等による職業生活と家庭生活の両立に間接する取組の更なる推進
- ・男性の意識改革、両立支援制度利用の障壁や各種ハラスメントの背景となる固定的な性別役割分担意識の解消等によるハラスメントへの対策等
- ・『国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針』も踏まえ、積極的に取組を推進すること等による公的部門による率先垂範

**第3部 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策**

●女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ・長時間労働の是正等女性の活躍の推進に積極的に取り組む優良企業の認定、公共団体を通じた女性の活躍の推進、企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進、中小企業の行動計画策定への支援等による女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- ・非正規雇用者の就業改善推進施策や正社員への転換支援の拡充、女子学生・生徒の理工系分野への進路選択支援等による希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置

●職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- ・管理職を含めた企業トップの意識改革に向けた啓発の実施等による男性の意識と職場風土の改革
- ・「待機児童解消加速化プラン」・「放課後子ども総合プラン」の確実な実行、長時間労働の是正、年次有給休暇取得の促進等に取り組む企業への支援、企業等へのテレワーク導入支援等による職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- ・家事・育児等を積極的に行なう男性ロールモデルの提示、妊娠・出産等による不利益取扱い防止に向けた事業主に対する指導の徹底等によるハラスメントの無い職場の実現

●女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要な事項

- ・国の推進体制 ⇒ 事業主行動計画策定の推進、フォローアップ（特定事業主行動計画の策定・実施状況、一般事業主行動計画の策定状況について、年一回公表）
- ・地方公共団体の推進体制 ⇒ PDCAサイクルのある推進計画策定、相談体制（ワンストップ窓口）や多様な主体による協議会の構築

図1 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

#### 4. 「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」の取り組みおよび評価と課題

先述のように、2001年に「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されて以来、「プラン」はその時々の社会情勢の変化等に対応した見直しを続けている。本稿で検討する2016年度以降の「次期プラン」もまた2015年度までの「あいち男女共同参画プラン 2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」をベースに、その取り組み状況等を検討したうえで策定することとなっている。そこで本節では2015年3月25日開催の平成26年度 第2回愛知県男女共同参画審議会に提出された「現プラン」に対する評価に関する資料「『あいち男女共同参画プラン 2011-2015』の取り組み及び評価と課題」から、愛知県の男女共同参画の抱える課題について検討したい。

現プランは、2020年までの中長期を見据え、4つの重点目標を掲げるとともに、2015年までの5年間で取り組むべき10の基本的施策を設定している。以下ではそれについて、評価と課題を提示する。

##### 4. 1 重点目標I 男女共同参画社会に向けての意識改革

ここでは基本的施策として、(1)男女共同参画の理解の促進、(2)男性にとっての男女共同参画、(3)子どもにとっての男女共同参画の3つが挙げられている。(1)については、愛知県においては男女共同参画に関する意識改革が進んでいるとは言い難く、今後も意識啓発を

続ける必要があるとされている。(2)の男性の性別役割分担意識は女性よりも高く、それも年齢が上がるほど高い傾向にある。合わせて、育児休業取得率も1%台半ばと低水準で推移している。(3)の学校教育現場においては、男女平等であると感じている人の割合は57.7%と半数を超えていて、学校教育における男女平等に向けた取り組みはある程度整備されているといえる。また、キャリア教育を推進している学校の割合は増加している。今後も男女共同参画の視点に立ったキャリア教育に取り組む必要があると考えられる。

#### **4. 2 重点目標Ⅱ あらゆる分野への社会参画の促進**

ここでは基本的施策として、(4)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、(5)地域活動における女性の地位向上と活動分野の拡大の2つが挙げられている。(4)については、県の審議会における女性の登用率は2014年4月1日で36.75%と、目標まで0.75%となっている。また、知事部局の主査級以上の職員における女性の割合は2014年当初で22.8%と過去最高となり、女性教員の管理部門への登用についても目標の33%に対して2014年5月1日現在で32.7%と、女性の参画が進んでいる。しかし、数値目標自体が比較的低い水準にあるといえることから、引き続き女性の登用を積極的に進めていくことが望まれる。

基本的施策(5)については、2014年度の県政世論調査によると「地域活動の場」において男女が「平等」であると回答した割合は39.0%であるが、女性の回答のみでは32.8%と、女性から見た場合の評価は低くなっている。また、男性中心であった消防団員の女性比率についても、2011年度の493人から15年度の550人へと増加しているものの、女性の占める比率は2.3%に過ぎない。

#### **4. 3 重点目標Ⅲ 多様な働き方を可能にする環境づくり**

ここでは基本的施策として、(6)就業環境の整備と就業支援、(7)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進が挙げられている。(6)については、全国平均と比べて依然として出産・子育て期の女性の就業率が低い状態が続いている。一方で、農協役員や農業委員等に占める女性の比率は「プラン」の定める目標を達成する見込みであり、着実に女性の参画は進んでいる。(7)については、2014年度の県政世論調査によると「仕事と家庭生活をともに優先したい」と希望している人が多いにもかかわらず、現実には「仕事」を優先している人が多く、希望と現実にギャップがみられる。一方で、従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録はプラン策定時の目標を上回っている。また、延長保育や放課後児童クラブについては目標を達成することができたが、病児・病後児保育、休日保育、放課後子ども教室については、目標の達成が困難な状況にある。

#### **4. 4 重点目標Ⅳ 安心して暮らせる社会づくり**

ここでは基本的施策として(8)人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援、(9)女性に対する暴力の根絶、(10)生涯を通じた健康づくりの支援が挙げられている。

(8)については、2012年に県が実施した「人権に関する県民の意識調査」で、90%以上の方が「人権は重要である」、「差別や偏見をなくさなくてはいけない」と回答しているにも関わらず

ず、「今の日本は基本的人権が尊重された社会であるとは思わない、一概にはいえない」と現状を否定的に捉える人が 70%以上となっている。また、2012 年に県が実施した「ひとり親家庭等実態調査」によると、母子家庭の母の約 8 割が就業しているが、うち約半数が臨時・パート、派遣社員となっている。また、父子家庭の父についても子育て生計の担い手という二重の役割を一人で担い、収入、子どもの養育等の面で様々な困難を抱えている。

(9) については、「配偶者や恋人など親密な関係の人から受ける暴力を、ドメスティック・バイオレンス (DV) と呼ぶことを知っている」と回答した人の割合は、2012 年および 2014 年の調査とも約 9 割にとどまるなど、DV は家庭内での行為として潜在化しやすい特徴を有している。また、相談窓口についての認知度は 2008 年よりも 15 ポイント上昇し、目標(60%) を達成しているが、年代別に見ると 20 歳代における相談窓口の認知度が低い。ただ、女性相談センターにおける DV に関する相談件数はほぼ横ばいとなっている。今後とも、被害者の心情に配慮したきめ細かな支援を行っていくとともに、相談窓口の開設、広報等が必要であろう。

基本的施策（10）の健康づくり支援については、10 代の望まない人工妊娠中絶が減少傾向にあつたり、女性に特有の子宮がんや乳がんの検診受診率が微かではあるが増加傾向にあるなど、取り組みの成果は上がっているものの、十分とは言えない。そのため、周知啓発等の対策にさらに積極的に取り組む必要がある。

以上、「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」に基づく取り組みに対する成果については、2014 年度末までの段階では、一応の評価が与えられたと考えてよいだろう。ただ、数値目標未達の項目があつたり、そもそも設定された数値自体に疑問が提示されたりする内容があるなど、次期プランへの課題も多くみられた。2015 年 6 月の知事による諮問以後、7~11 月に 4 回にわたって開催された審議会内の部会では、こうした問題点を踏まえたうえで答申案の作成が行われた。

## 5. 次期あいち男女共同参画プランの基本方針

先述のように 2015 年 6 月の知事による諮問以後、愛知県男女共同参画審議会内に部会が設置され、4 回にわたって次期プランの内容が検討された。以下ではそこでの議論の一部を紹介しながら、11 月に知事に提出された「次期あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方針について」の答申を検討する。

### 5. 1 愛知県男女共同参画審議会への諮問と部会での検討

2015 年（平成 27 年）6 月 2 日、平成 27 年度第 1 回愛知県男女共同参画審議会が開催され、そこで愛知県知事より「次期プランの基本方針について」諮問がなされ、答申案を検討するために部会が設置された。部会の構成メンバーは 5 名で、筆者を含む学識経験者 2 名と公募で選ばれた審議会委員 2 名、そして愛知県経営者協会の推薦を受けた委員 1 名が選出された。また、担当部局である愛知県県民生活部男女共同参画推進課からは、次期プランの策定にあたって、社会経済情勢の変化及び現状と課題についてまとめ、そのうえで愛知県が行うべき主な取り組

みの方向性を示した資料が提示された。これに対して委員から以下の意見が出された（一部）。

- ・社会経済情勢の変化の中で、L G B T（性的少数者）の視点を組み入れた方が良い。
- ・社会経済情勢の変化の中で、「女性の活躍」が『成長戦略』であるとの認識の拡大」とあるが、国の政策で取り上げられていることで実際に認識が拡大しているかは不明である。女性を差別化して取り上げてほしくないという声もあるため、表現を考えた方が良い。
- ・L G B Tや多様性について意見が出ているが、それらは様々なところに繋がることである。制度に繋がる多様性の部分を、柱の一つにしてはどうか。
- ・（固定的性別役割分業）意識改革が繰り返されているものの、変わっていかない。取組の方向性を考えるときに、どこまで盛り込んでどこまで検討して目指していくのか、各施策がうまくリンクしていくような取組を策定していきたい。

## 5. 1. 1 第1回部会

こうした委員の声をいかに反映させるかが、部会に課せられた課題であった。2015年7月22日に開催された第1回部会では、答申の構成、次期プランの基本理念、次期プランの体系の3点について、担当部局から原案が提示され、部会委員によって検討が加えられた。提示された次期プランの体系案は、現状の「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」が4つの重点目標と10の基本的施策で構成されていたのに対し、重点目標の項目を「男女共同参画社会に向けての意識改革」「あらゆる分野における女性の活躍の促進」「安心して暮らせる社会づくり」の3つ（基本的施策は10項目を維持）に整理統合したものであった（図2）。これに対して部会委員から以下の意見が出された<sup>iv</sup>。

- ・男女共同参画社会の実現を目指す中での阻害要因を分析し、それに対する施策を掲げることでストーリーがつながる。
- ・「人権」について、男女共同参画の中に入れていいのか違和感がある。
- ・国の「第4次男女共同参画計画策定にあたっての基本的な考え方（素案）」に示された方針に基づき、愛知県の独自性を踏まえたプランを策定したい。
- ・国では「女性の活躍」は女性の就業支援の動きが強い。仕事をする事もひとつの参画ではあるが、社会的な活動、ボランティア活動、地域活動などいろいろな意味で社会に参画していくスタイルの多様性を認めないといけない。愛知県の価値観として「多様な参画」という部分を出していきたい。
- ・枠組みは事務局案のとおりでよい。（基本的施策の）「6 就業環境の整備」と「7 女性への就業支援」の分け方については、検討が必要である。

このように、新しいプランの構成については、おおよそ原案の方向性が認められたものの、一部については再検討の必要性が指摘された。そこで、次回の部会に向けて次のような方針が示された。

- ・答申にあたっての基本的な考え方については、社会像、人権の尊重という考え方を示すとともに、愛知県の現状についての大枠やイメージを記載する。
- ・男女共同参画をめぐる現状については、現状の詳しい説明を盛り込む。

- ・次期プランの基本的方向については、現状の課題から脱却するための具体的な体系を示す。

次期あいち男女共同参画プランの体系（案）について

あいち男女共同参画プラン2011-2015		次期あいち男女共同参画プラン	
重点目標	基本的施策	具体的な取組の方向	施政の方針
I 男女共同参画社会に向けての意識改革	1 男女共同参画の理解の促進	○男女共同参画に関する広報・啓発の推進 ○男女共同参画に関する情報収集・発信 ○男女共同参画に関する情報収集・発信の活性化の推進 ○男女共同参画に関するセミナー・講演会の開催 ○男女共同参画に関するセミナー・講演会の充実	○男女共同参画に関する広報・啓発の推進 ○男女共同参画に関する情報収集・発信 ○男女共同参画に関するセミナー・講演会の開催 ○男女共同参画に関するセミナー・講演会の充実
	2 男性にとっての男女共同参画	○男性が力を發揮する広報・啓発の推進 ○家庭教育への支援 ○学校教育における性別・道徳・神奈川活動等での実践 ○キャリア教育の推進	○子どもにとっての広報・啓発の推進 ○家庭教育への支援 ○学校教育における性別・道徳・神奈川活動等での実践 ○キャリア教育の推進
	3 子どもにとっての男女共同参画	○子どもに対する広報・啓発の推進 ○家庭教育の支援 ○学校教育における性別・道徳・神奈川活動等での実践 ○キャリア教育の推進	○子どもに対する広報・啓発の推進 ○家庭教育の支援 ○学校教育における性別・道徳・神奈川活動等での実践 ○キャリア教育の推進
	4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	○政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ○政策・方針決定過程における女性の参画の促進 ○政策・方針決定過程における女性の参画の促進 ○政策・方針決定過程における女性の参画の促進	○政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ○政策・方針決定過程における女性の参画の促進 ○政策・方針決定過程における女性の参画の促進 ○政策・方針決定過程における女性の参画の促進
	5 地域活動における女性の地位向上と活動分野の拡大	○地域活動における女性の地位向上と活動分野の拡大 ○女性活動における女性の地位向上と活動分野の拡大 ○地域活動における女性の地位向上と活動分野の拡大 ○女性活動における女性の地位向上と活動分野の拡大	○さまざまな分野における男女共同参画の推進 ○男女共同参画の推進
	6 就業環境の整備と就業支援	○男女の差平等の実現と就業機会の確保を図るための制度・周知 ○就業機会の確保に対する女性の参画の推進 ○就業機会の確保に対する女性の参画の推進 ○就業機会の確保に対する女性の参画の推進	○女性の起業の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進 ○就業環境の整備
	7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ○雇用所・労働基準監視委員会の推進 ○多様なニーズに対応した就業サービスの充実 ○就業後支援（ワーク・ライフ・バランス）の充実	○女性への就業支援 ○介護分野への就業支援 ○就業支援分野への就業支援
IV 安心して暮らせる社会づくり	8 人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援	○人権教育・啓発の推進 ○性別による差別や差くでいる人の人権支援 ○性別による差別や差くでいる人の生産に対する支援 ○高齢者・障がい者・乳幼児に対する支援 ○児童・少年人の立場を重んじた支援	○人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援 ○DV被害者のための就業・登録の推進 ○DV被害者のための就業・登録の推進
	9 女性に対する暴力の根絶	○DV対策のための就業・登録の推進 ○DV被害者のための就業・登録の推進	○女性に対するあらゆる暴力の根絶 ○DV被害者のための就業・登録の推進
	10 生涯を通じた健康づくりの支援	○生涯を通じた健康づくりの支援 ○安心・安全の保健・出産への支援 ○不妊治療対策の推進 ○子育がい・乳がん・骨筋肉・脳血管疾患の普及	○生涯を通じた健康づくりの支援 ○妊娠・出産・育児・身育歌詞・スケーリング行為などの対策の推進 ○セクシャル・ハラスメントへの対策の推進
	計画の推進	○生涯を通じた健康づくりの支援 ○生涯・企画・NPO・地盤団体等との連携・協働の推進 ○男女共同参画に関する知識・意識の普及 ○相談体制の充実 ○多様な主体との連携・協働・ネットワークづくり	1 推進体制の整備・充実 ○安心・安全の保健・出産への支援 ○子育がい・乳がん・骨筋肉・脳血管疾患の普及 ○妊娠・出産・育児・身育歌詞・スケーリング行為などの対策の推進 ○セクシャル・ハラスメントへの対策の推進 2 ウィルあいちを拠点とする推進 ○多様な主体との連携・協働・ネットワークづくり

図2 次期あいち男女共同参画プランの体系（案）について

## 5. 1. 2 第2回部会

第2回部会は2015年8月24日に開催され、「次期あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方針について」の具体的な内容について検討がなされた。答申は、これまでの状況を取り上げる「男女共同参画をめぐる現状と課題」と重点目標や基本的施策をまとめた「次期プランの基本方向」の2つの部分に分けられているが、第2回部会においては主に「男女共同参画をめぐる現状と課題」の内容をどのようなものにすべきかについて議論が交わされた。今回の検討部分は、愛知県の男女共同参画の実態を県もしくは国全体のデータをもとに紹介したものであり、データの出所や表現のあり方についての意見が多く出された。

- ・プランの中では、データを基に課題を出している。女性の貧困などは全国的な課題になっているものの県の実態が把握できていないため課題として取り上げることはできない。感覚的に思うことを課題として述べるには主観的すぎるため、ジレンマを感じる。
- ・よくまとまっていてわかりやすいが、データの半分くらいに全国調査が利用されている。5年後の改定に向けて、愛知県の特質がわかる調査を実施してほしい。特に、全国的な課題である貧困、DV、性的少数者への配慮等について、県の状況がわかる調査を実施してほしい。

今回のプラン策定にあたっては、前年度に愛知県が実施した県政世論調査を現状を把握するためのデータとしている。現行の「プラン 2011-2015」の答申案を作成する際には、男女共同参画に関する大規模な県民アンケート調査を実施したが、県政世論調査は県政全体に関するものであり、必ずしも男女共同参画に関係のある質問項目ばかりではない。そのため、十分に県の状況を把握できない可能性があることも指摘された。

### 5. 1. 3 第3回部会

第3回の部会は、2015年9月30日に開催され、第2回に引き続いで「次期あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方針について」の具体的な内容について検討がなされた。主な意見は以下のとおりである<sup>vi</sup>。

- ・ 基本的施策5にある「男性型の働き方」という言葉に違和感がある。「男性型の働き方」や「女性型の働き方」について定義ができない。「男性中心型労働慣行」の見直しが必要という意味であれば、「男性中心型働き方」の方がいいのではないか。
- ・ 「性感染症対策や性教育の推進」の担当部局から教育委員会が消されているが、教育委員会が実施する施策がないということか。
- ・ 「介護支援の充実」について、少子高齢化の進展との記載がある。「高齢化」が介護に関係することはわかるが、「少子」は関係するのか。
- ・ 「女性の起業への支援」において、知識やノウハウの習得の支援も大切だが、資金繰りに苦労される方が多い。県として、資金繰りに対する支援策はないか。

第3回部会は各重点目標の中の「施策の方向」のそれぞれについて委員の意見を吸い上げたため、上記の例にもみられるように、施策の有無や担当部局の役割にまで踏み込んだ質問・意見が交わされた。また、使用された文言について、一般的に知られていないものについては、用語の説明を加えることも求められるなど、わかりやすさをも重視した議論となっていた。

### 5. 1. 4 第4回部会

第3回部会までで答申案についてのおおよその見当が終わっていたため、第4回部会では、部会での議論を踏まえた担当部局からの修正案の検討と、部会以外の審議会委員からの修正意見の検討を行った。審議会委員からは以下のような意見が提示された<sup>vii</sup>。

- ・ 全体的に、細かい部分まで配慮されており具体的な例もあげられ、とてもわかりやすく良いと思う。
- ・ グラフの凡例について、「愛知（男性）」、「愛知（女性）」の順になっているが、「女性」を先に（他の部分でも）して、「いつも『男・女』という順番ではない」とわからせた方がよくないか。
- ・ 「男女が」を「すべての人が」に変更しているが、男女間の性差による課題解消に向けての計画がぼけてしまうため、従来どおり「男女が」とした方がよい。

最初の意見のように作成された答申案に対しては評価できるとする意見が多く、根本的な修正をする必要は認められなかったが、下2つの意見のように表記の仕方に対する意見が寄せられたため、それに基づいた修正を行うこととなった<sup>viii</sup>。

### 5. 1. 5 審議会での答申案承認

2015年(平成27年)11月11日に平成27年度第2回あいち男女共同参画審議会が開催され、議題として『次期あいち男女共同参画プラン(仮称)の基本方針』(答申案)についてが審議された。席上で部会長から答申案についての説明がなされたうえで委員による審議が行われた。すでに事前に委員から意見を募集し、それを反映させた形での答申案の提示であったため、いくつかの質問がなされたものの、満場一致で答申案は採択された。

## 5. 2 「次期あいち男女共同参画プラン(仮称)の基本方針について」

前節までの経過を経て、2015年11月30日に審議会委員長から愛知県知事に答申が提出された。ここでは、次期プランのもととなる答申の内容について検討する。

### 5. 2. 1 答申の構成

今回提出された答申は以下の構成となっている<sup>ix</sup>。なお、図3は基本理念をあらわしたイメージであり、図4は答申の概要である。

#### 1 答申の趣旨

#### 2 男女共同参画をめぐる現状と課題

##### (1) 男女共同参画に関する意識

固定的性別役割分担意識／男女の地位の平等感／女性が職業を持つことについての考え方

##### (2) 女性の活躍促進に関する状況

政策・方針決定過程／地域活動への参画／ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)／就業の状況／家庭生活の状況／進路選択の状況

##### (3) 男女共同参画をめぐる社会の状況

少子高齢化の進行／生活困難の実態／女性に対する暴力の実態／健康をめぐる状況

##### (4) 本県の課題

#### 3 次期プランの基本方向

##### (1) 計画期間及び計画の体系

##### (2) 基本理念

##### (3) 重点目標

##### (4) 基本的施策

###### 重点目標I 男女共同参画社会に向けての意識改革

基本的施策 1 男女共同参画の理解の促進

基本的施策 2 子どもにとっての男女共同参画

###### 重点目標II あらゆる分野における女性の活躍の促進

基本的施策 3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

基本的施策 4 さまざまな分野における男女共同参画の推進

基本的施策 5 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

基本的施策 6 就業環境の整備

基本的施策 7 女性への就業支援

重点目標III 安心して暮らせる社会づくり

基本的施策 8 人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援

基本的施策 9 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本的施策 10 生涯を通じた健康づくりの支援

計画の推進 (1) 推進体制の整備

(2) ウィルあいちを拠点とする推進

(本県のめざすべき姿)

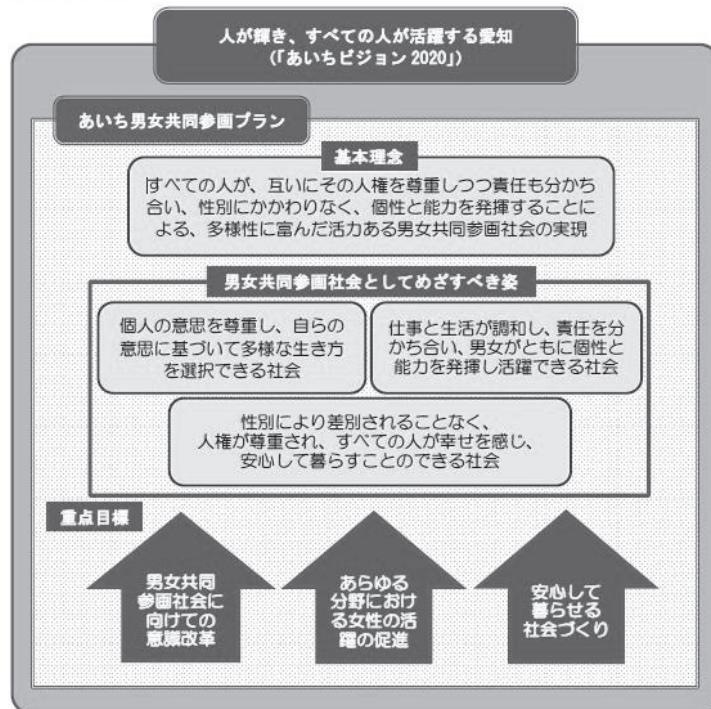


図3 愛知県の目指すべき姿（イメージ図）

### 次期あいち男女共同参画プランの基本方向について（答申）の概要

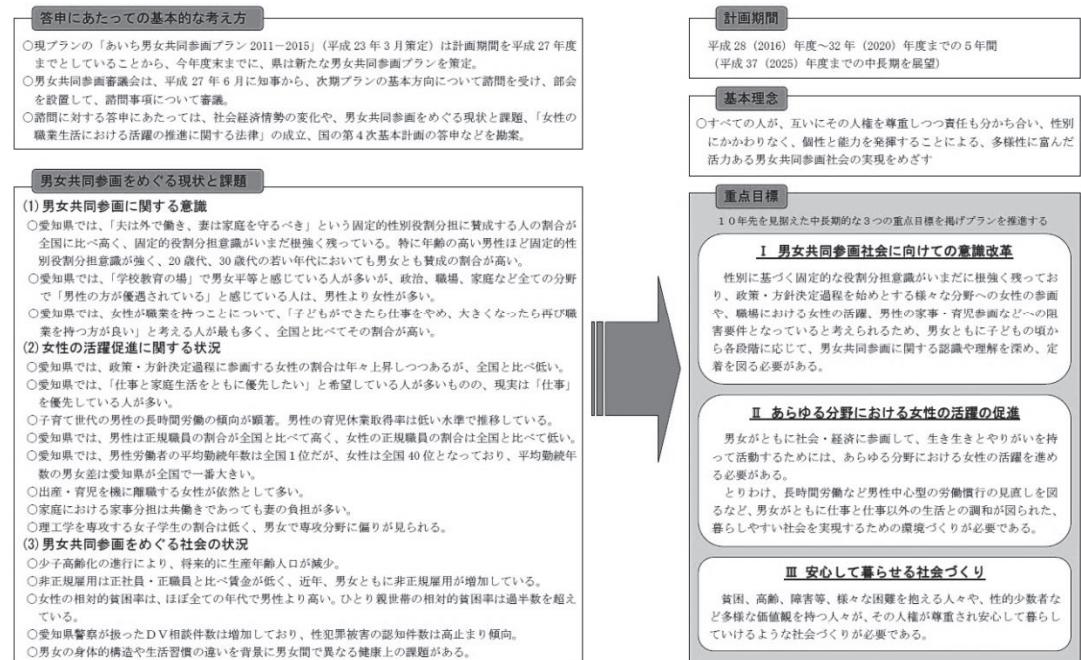


図4 次期あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方針について（答申）の概要

「1 答申の趣旨」では答申案作成の目的と経過が示され、「2 男女共同参画をめぐる現状と課題」では愛知県の男女共同参画をめぐる現状が、国と県双方の資料を用いて示されている。

答申の中核である「3 次期プランの基本方向」については、現行のプラン<sup>x</sup>よりも大項目を絞り、重点目標を「I 男女共同参画社会に向けての意識改革」「II あらゆる分野における女性の活躍の促進」「III 安心して暮らせる社会づくり」の3つとすることによって、何を軸に政策を推進すべきかについて、その方向性を明確に示すこととしている。なかでも、「女性の活躍促進」が社会的な課題となっていることに伴い、3つの重点目標の中でも主要な位置づけとしている。ただ、政府の「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」<sup>xi</sup>では、「政策編」については「I あらゆる分野における女性の活躍」「II 安全・安心な暮らしの実現」「III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「IV 推進体制の整備・強化」と、女性の活躍を筆頭にあげているのに対し、今回の答申では意識改革に次ぐものとして優先順位が下げられている。これは、愛知県では全国に比べて固定的性別役割分担意識が根強く残っていることもあり、「男女共同参画に向けての意識改革」を重点目標の冒頭に置く必要があるためとされる。

## 5. 2. 2 重点目標I あらゆる分野における女性の活躍

つづいて、各重点目標にもとづく基本的施策については「重点目標I あらゆる分野における女性の活躍」のなかに「1 男女共同参画の理解の促進」「2 子どもにとっての男女共同参画」が置かれている。すべての人が、性別と関係なく、職場や家庭、地域社会などあらゆる分野に参画し、社会の対等な構成員として互いに協力し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められているものの、固定的性別役割分担意識は根強く残っている。そこで、「1」は主として成人を対象とし、「2」は子どもの頃から男女共同参画に対する理解を深め、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、主体的に進路を選択する力を身につけていくことを目指した施策を求めている。

## 5. 2. 3 重点目標II 安全・安心な暮らしの実現

「重点目標II 安全・安心な暮らしの実現」には基本的施策として、「3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」「4 さまざまな分野における男女共同参画の推進」「5 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進」「6 就業環境の整備」「7 女性への就業支援」が置かれている。「5」と「6」については、現プラン(2011-2015)では「多様な働き方を可能にする環境づくり」として独立をしていたものを本項目に統合している。

「3」については、男女があらゆる分野における活動に参画することが必要であり、とりわけ、まだ十分に進んでいるとはいえない政策・方針決定過程への女性の参画が重要であるという認識の下で、男女がともに様々な分野に参画することにより、多様な視点・価値観を、政策や方針に取り入れ、女性の参画が進んでいない分野においては実効性のあるポジティブ・アクション(積極的改善措置)を推進することをめざしたものである。また、「4」は、地域活動や

防災などさまざまな分野において、個性と能力を発揮して参画することは、それぞれの分野の発展にとってもたいへん重要であるとの認識の下、政策・方針決定過程への女性の参画を促進することの重要性を示している。「5」「6」については女性だけでなく、男性の働き方に対するスタンスを変えることによって、全体としての男女共同参画を実現することをめざしている。そして「7」には、起業や就業の継続だけでなく、育児や介護で離職した後でも再就職できる環境を整備することが女性の活躍に資するといった考え方を伺うことができる。

### **5. 2. 4 重点目標Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり**

「重点目標Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり」には基本的施策として「8 人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援」「9 女性に対するあらゆる暴力の根絶」「10 生涯を通じた健康づくりの支援」が含まれている。これらはいずれも、女性・男性の別にかかわらず、すべての人々に活躍の場を保証する土台を守ることをめざしたものといえる。特に「8」では、「障害があること、外国人であること、同和地区出身であることに加え、女性であることさらに複合的に困難な状況に置かれている人々や、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状態に置かれている人々」をその対象として、これまで施策の対象とされることのなかった「性的少数者」にも目を向けている。「意識改革」を重点目標の筆頭に据えたことと並んで、愛知県の独自性を強く印象付けるものとなっている。

「9」は、近年SNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力が社会問題化するなど、暴力が一層多様化していることから、こうした女性に対する暴力の根絶についてもターゲットとしたものである。「10」においては「男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが重要である。」としながら、女性は特有の健康上の問題を有していることを前提とした対策をとることを求めている。

### **5. 2. 5 計画の推進**

以上の基本的な方向に沿った施策を推進するために、重点目標とは別に「計画の推進」の項目が前回のプランと同様に設定されている。これは「推進体制の整備・充実」として、県の推進体制の強化と市町村への支援、そして大学や企業との連携についてその必要性を述べ、さらに「ウィルあいちを拠点とする推進」を定めて、ウィルあいちを拠点とした男女共同参画に関する知識や認識の普及等を求めている。

## **6. むすび：次期プランに向けた答申の評価**

2015年11月11日に開催された平成27年度第2回愛知県男女共同参画審議会において承認された答申案は同年11月30日に審議会委員長から愛知県知事に答申された。その後、愛知県の担当部局によってこの答申をもとにした次期プラン案<sup>xii</sup>が作成され、2016年1月22日開催の平成27年度第3回愛知県男女共同参画審議会において審議、承認された。そしてパブリックコメント制度に基づく1か月間の県民からの意見募集期間を経て、2016年3月に開催される第2

回男女共同参画行政推進会議において次期プランの策定・公表がなされる。今回の答申は2016年度からの5年間の愛知県の男女共同参画社会実現への方向性を定めるものであり、その持つ意味は大きい。

政府の目指す男女共同参画社会のあり方は、「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」に見られるように、男性中心型の労働慣行を変革することによって阻害要因を排除し、「あらゆる分野における女性の活躍」を推し進めることにある。それは、2015年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」、および同年9月に閣議決定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」が目指す、企業等における女性の活躍を加速化させることともつながる。

一方で、本答申における「女性の活躍推進」は、重点目標の2番目に挙げられており、重点目標の筆頭は「男女共同参画に向けての意識改革」である。これは、愛知県においては固定的性別役割分業意識が全国と比べて根強く残り、女性が職業を持つことについても「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と考える割合が高いことから、意識改革を優先せざるを得ない状況を反映させたものといえる。

このように全国と比べると半歩遅れた感のある愛知県の状況であるが、今回の答申は対象を「女性」以外にも大きく広げたものとなっている。現プランにおいても基本的施策のひとつに「男性にとっての男女共同参画」を定めてイクメン等を念頭に置いた施策を挙げているが、今回の答申には「様々な困難を抱える人々」として「性的少数者（L G B T<sup>xiii</sup>）」を想定し、「性的少数者への理解促進」をもりこんだ。そして基本的理念においても「男女が」を「すべての人が」とすることによって、人々が有する様々な価値観を尊重することで、多様性に富んだ社会をめざすことを明らかにした。審議においては、「すべての人が」という表現を「男女が」という表現に戻すべきという意見もあったが、性的少数者の存在が顕在化し、性別で括れない状況となってきていることを重視し、男女の枠を取り払った答申となったことは評価できる。

答申案の作成に際しては、審議会および部会委員からさまざまな意見が寄せられたが、この「プラン」は愛知県（県庁にある諸部局）の把握できる状況とそれら部局の持つ権限の範囲内でしか議論・提言することができないという制約があるため、すべての意見を反映させることはできなかった。しかし、そのため「できるはず」の内容になっているともいえる。今後は、次期プランに基づいた愛知県における男女共同参画が、どの程度実現するのかを注視していく必要がある。

## 注

i 愛知県広報課県政世論調査 (<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/koho/0000000110.html>)

ii 男女共同参画会議計画策定専門調査会「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」（平成27年7月）。さらに同年12月には男女共同参画会議「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」（平成27年12月1日）が提

- 
- 出されている。
- iii 「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針について」(平成27年9月25日閣議決定) ([http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/law/pdf/brilliant\\_women07.pdf](http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/pdf/brilliant_women07.pdf))
  - iv 平成27年度第2回愛知県男女共同参画審議会部会(2015年8月24日実施) 資料より一部抜粋。
  - v 平成27年度第3回愛知県男女共同参画審議会部会(2015年9月30日実施) 資料より一部抜粋。
  - vi 平成27年度第4回愛知県男女共同参画審議会部会(2015年10月28日実施) 資料より一部抜粋。
  - vii 平成27年度第4回愛知県男女共同参画審議会部会(2015年10月28日実施) 資料より一部抜粋。
  - viii なお、「すべての人が」という表現を「男女が」という表現に戻すべきという意見に対しては、近年、性的少数者の存在が顕在化し、性別で括れない状況となってきていること、また、審議会においても「性的少数者」への配慮に関する意見が出たことから、施策の方向に「性的少数者等への理解促進」を位置づけることから、「すべての人が」という表現のままとした。
  - ix 「次期あいち男女共同参画プラン(仮称)の基本方針について(答申)」(愛知県男女共同参画審議会 平成27年11月30日)
  - x 「あいち男女共同参画プラン 2011-2015 ~多様性に富んだ活力ある社会をめざして~」(2011年(平成23年)策定)
  - xi 「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」(平成27年7月男女共同参画会議 計画策定専門調査会)  
([http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku\\_sakutei/yojikeikaku/pdf/ikenboshu\\_honbun.pdf](http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_sakutei/yojikeikaku/pdf/ikenboshu_honbun.pdf))
  - xii 「あいち男女共同参画プラン 2020 ~すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして~(仮称)」(平成28年 愛知県)
  - xiii LGBTとは L=レズビアン、G=ゲイ、B=バイセクシュアル、T=トランスジェンダー。順に、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、生まれたときに法律的/社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人のことを指す。

## 参考文献

- 愛知県県民生活部社会活動推進課男女共同参画室(2011)『あいち男女共同参画プラン 2011-2015 ~多様性に富んだ活力ある社会をめざして~』
- 愛知県(2014)『企業等における女性の活躍状況 調査報告書』
- 男女共同参画会議(2015)『第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)』
- 男女共同参画会議計画策定専門調査会(2015)『第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)』
- 愛知県(2015)『平成27年版 あいちの男女共同参画(平成26年度年次報告書)』
- 愛知県男女共同参画審議会(2015)『次期あいち男女共同参画プラン(仮称)の基本方針について(答申案)』